

技能労働者の賃金水準等に関するアンケート調査結果

1 目的

技能労働者の就労環境の実態把握を目的とする。

2 調査対象

宇部市内に本店を有する建設業者

3 調査方法

宇部市が発注した工事のうち、基準日(平成 30 年 8 月 24 日)時点において、施工中の工事に係る元請業者及び下請業者に対し、それぞれアンケート調査を実施する。

なお、工事種別になるべく偏りがないように対象工事を抽出する。

4 対象業者数

抽出した 13 件の工事に係る元請業者 15 者、下請業者 27 者の合計 42 者

※工事により、業者は元請にも下請にもなり得るため、今回のアンケートの元請・下請の区分は、あくまで今回の対象工事に係る元請・下請を基準としている。

※下請業者は、平成 30 年 8 月末時点で確定している業者が対象。

5 実施時期

平成 30 年 8 月 27 日～平成 30 年 9 月 14 日

6 調査項目

- ・技能労働者の賃金水準について
- ・休暇形態について
- ・宇部市建設工事に係る公契約指針について
- ・公共工事設計労務単価の上昇に伴う対応について(元請業者のみ)
- ・社会保険等への加入状況について(下請業者のみ)
- ・元請下請関係の適正化について(下請業者のみ)
- ・その他(自由記載欄)

アンケート調査結果

1 技能労働者の賃金水準について

(1-1)

平成25年4月以降、定期昇給以外で雇用している技能労働者の賃金水準を引き上げた、あるいは今後引き上げる予定がありますか。該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

(回答者数:40)

選択肢	回答数	割合
1 基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた(引き上げる予定を含む)	26	65.0%
2 ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした(増やす予定を含む)	22	55.0%
3 その他の給与を増やした(増やす予定を含む)	2	5.0%
4 賃金水準を引き上げておらず、今後も引き上げる予定はない	4	10.0%
5 賃金水準を引き下げた(引き下げる予定を含む)	2	5.0%

(雇用している技能労働者がいない) 2

◆「基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた(引き上げる予定を含む)」、「ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした(増やす予定を含む)」の回答が多数を占めており、技能労働者の賃金水準は、全体的に上昇していることから、建設業における業況は回復傾向にあることがうかがえる。

その一方で、「賃金水準を引き上げておらず、今後も引き上げる予定はない(元請2件、下請2件)」、「賃金水準を引き下げた(引き下げる予定を含む)」(下請2件)の回答も少数見られた。

(1-2)

賃金水準を引き上げた理由(予定を含む)について、該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

(回答者数:35)

選択肢	回答数	割合
1 公共工事設計労務単価が上昇したため	6	17.1%
2 所属建設業団体等の要請を受けたため		
3 発注者や元請負人と、賃金上昇を見込んだ契約ができたため	2	5.7%
4 受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため	13	37.1%
5 労働者からの賃上げ交渉を受けたため	5	14.3%
6 周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため	15	42.9%
7 社会保険等へ新たに加入したため	1	2.9%
8 若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため	11	31.4%
9 その他	1	2.9%

(雇用している技能労働者がいない) 2

(9 その他)・他部門との調整も含めて

◆「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」が最も多い回答だった。近年の人手不足の状況が結果に反映されており、従業員や熟練の技術者の確保が大きな課題となっていることがうかがえる。

次いで、「受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため」、「若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため」の順で回答が多く、業況が回復傾向にある一方で、業界全体の高齢化への対応が必要となっている。

(1-3)

現在の賃金水準(予定を含む)について適切な水準であると思いますか。該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数:40)

選択肢	回答数	割合
1 適切な水準であると思う	29	72.5%
2 適切な水準とは思わない	11	27.5%

(雇用している技能労働者がいない) 2

◆全体的には、「適切な水準であると思う」の回答が多かったが、元請・下請の別でみると、元請は85.7%(12/14)であるのに対し、下請では65.4%(17/26)であった。引き続き、適切な賃金水準の確保への対応を要請していく必要がある。

2 休暇形態について

(2-1)

技能労働者の休暇形態について、貴社が雇用する技能労働者に対して、どのような休暇形態を採用していますか。該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数: 40)

選択肢	回答数	割合
1 4週4休(週休1日)	8	20.0%
2 4週6休	21	52.5%
3 4週8休(週休2日)	8	20.0%
4 該当なし(雇用している技能労働者がいない)	2	
5 その他	3	7.5%

(5 その他) ・会社カレンダー年間休日85日
・年間カレンダー年間休日99日
・変形労働(日曜日は全休、土曜日は変形)

◆4週6休を採用している業者が最も多く、週休2日の採用は全体の20.0%であった。

建設業の働き方改革が進められている中で、週休2日の実現が叫ばれているところであり、担い手の確保の観点からも、適正な労働環境の整備に留意する必要がある。

(2-2)

週休2日の実施に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

(回答者数: 41)

選択肢	回答数	割合
1 余裕を持った適正な工期の設定	34	82.9%
2 休日を見込んだ工事価格の設定	24	58.5%
3 公共工事における発注の平準化	19	46.3%
4 発注者や業界の意識改革	28	68.3%
5 人員の確保	20	48.8%
6 その他	2	4.9%

(未回答) 1

(6 その他) ・技術者、管理者の確保
・常用賃金の見直し

◆どの選択肢の回答も多い中、「余裕を持った適正な工期の設定」が最も多かった。

平成30年度から、週休2日モデル工事を実施したが、今後週休2日の実現に向けて、これらの選択肢の相乗的な取組が必要と考えられる。

3 宇部市建設工事に関する公契約指針について

(3-1)

本市では、これまでの入札契約制度の改正等を踏まえ、地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、「入札及び契約の適正化の推進」、「適正な労働環境の整備」、「地域経済の健全な発展」を3つの基本方針とした宇部市建設工事に関する公契約指針(以下「指針」という。)を制定し、平成30年4月1日から施行しましたが、内容についてどの程度知っていますか。該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数: 42)

選択肢	回答数	割合
1 指針が制定されたことは知っており、内容もおおむね理解している	11	26.2%
2 指針が制定されたことは知っており、内容も少しは理解している	9	21.4%
3 指針が制定されたことは知っているが、内容は全く理解していない	2	4.8%
4 指針が制定されたことを、このアンケートではじめて知った	20	47.6%

◆「指針が制定されたことを、このアンケートではじめて知った」の回答が最も多く、周知不足が原因と考えられる。

指針は市のホームページで公開しているが、入札参加資格のある業者は、入札に係る工事の設計図書に指針を添付しているため目に触れる機会が多いが、20件のうち16件は下請業者の回答であった。

今後、様々な機会を通じて、指針の周知を図りたい。

4 公共工事設計労務単価の上昇に伴う対応について(元請業者のみ)

(4-1)

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価の増額等の変更契約後、下請業者との間で既に締結していた請負契約の金額の見直しを行いましたか(過去1年間)。該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数:15)

選択肢	回答数	割合
1 行った	3	20.0%
2 今後行う予定	5	33.3%
3 行っていない	3	20.0%
4 該当工事がない	4	26.7%
5 その他	0	-

◆「行った」、「今後行う予定」の回答が合計で8件ある一方で、「行っていない」の回答も3件あった。指針の中でも本件に触れており、元請下請関係の適正化の観点から、適正な見直しを要請する必要がある。

(4-2)

見直しを行っていない理由について、該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

(回答者数:3)

選択肢	回答数	割合
1 公共工事において、発注者から請け負った価格が低く、増額変更後においても見直しの費用が捻出できない。		
2 赤字補てんや運転資金に充当する必要がある、見直しに回す余裕がない。		
3 建設機械の購入など他の用途に充当したい。	1	33.3%
4 経営の先行きが不透明で見直しに踏み切れない。		
5 既に相場よりも高い水準での下請契約を締結している。	1	33.3%
6 見直しの必要性が理解できない。		
7 その他	1	33.3%

(7 その他)・増額変更を行っていない

◆「既に相場よりも高い水準での下請契約を締結している」の回答はあるものの、元請下請関係の適正化の観点から、請負契約の見直しを要請する必要がある。

(4-3)

本市では、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価の増額等の変更契約後、下請業者との間で既に締結していた請負契約の金額の見直しを行うよう要請していますが、このことを知っていますか。該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数:15)

選択肢	回答数	割合
1 知っている	10	66.7%
2 知らない	5	33.3%

◆指針や工事打合せ簿、また「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」でも見直しを要請しているが、「知らない」の回答が一定数あることから、周知の強化を図りたい。

5 社会保険等への加入状況について(下請業者のみ)

(5-1)

社会保険等(①健康保険、②厚生年金保険、③雇用保険)の企業における現在の加入状況について、それぞれ該当する番号に○印を記入してください。

※「適用除外」とは、企業において従業員規模等により各保険の適用が除外される場合をいいます。

※健康保険について、必要な手続き(健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行って国民健康保険組合に加入している場合も、「適用除外」に○印を記入してください。

(回答者数:27)

選択肢	回答数	割合
①健康保険 (1 加入している 2 加入していない 3 適用除外)	1	26 96.3%
	2	
	3	1 3.7%
②厚生年金保険 (1 加入している 2 加入していない 3 適用除外)	1	26 96.3%
	2	1 3.7%
	3	
③雇用保険 (1 加入している 2 加入していない)	1	26 96.3%
	2	1 3.7%

(5-2)

社会保険等への今後の加入予定について、該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数:1)

選択肢	回答数	割合
1 今後加入する		
2 今後も加入しない	1	100.0%

(5-3)

今後加入する理由について、該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。 → 該当なし

(5-4)

今後も加入する予定はない理由について、該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

(回答者数:1)

選択肢	回答数	割合
1 公共工事の元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。		
2 公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。		
3 民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。		
4 民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。		
5 受注者の立場では、発注者や元請人に対し、法定福利費を求めづらい。		
6 赤字補てんや運転資金に充当する必要があるが、社会保険等に加入する余裕がない。		
7 建設機械の購入など他の用途に充当したい。		
8 他社との競争上、法定福利費を負担することができない。		
9 経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない。		
10 加入させるためにいくら必要なかわからない。		
11 加入させるための手続きがよくわからない。		
12 技能労働者本人が加入したがない。		
13 自社には加入させるべき技能労働者がいない。	1	100.0%
14 いずれ廃業する予定である。		
15 その他		

◆「加入していない」の回答が1件あったが、「自社には加入させるべき技能労働者がいない」状況であり、社会保険等への加入自体は進んでいるものと考えられる。

なお、本市の工事に係る入札参加資格登録申請時においては、社会保険等への加入を必須としている。

6 元請下請関係の適正化について(下請業者のみ)

(6-1)

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価の増額等の変更契約後、元請業者との間で既に締結していた請負代金の変更がありましたか(過去1年間)。該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数:40)

選択肢	回答数	割合
1 ある	1	3.7%
2 ない	12	44.4%
3 該当工事がない	6	22.2%
4 該当工事があるかどうか分からない	8	29.6%

◆「ない」の回答が最も多く、その中に該当工事が含まれていない可能性もあるが、全体的には、請負代金の変更があまり行われていないと考えられる。

(6-2)

下請工事において、元請負人から不当な要求等をされたことはありますか(過去1年間)。該当する番号に○印を記入してください。

(回答者数:27)

選択肢	回答数	割合
1 ある	3	11.1%
2 ない	24	88.9%

(6-3)

不当な要求等の内容はどんなものですか。該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

(回答者数:3)

選択肢	回答数	割合
1 見積依頼がなく契約に至った、若しくは見積依頼があったが、見積を全く考慮されずに契約に至った	1	
2 下請契約の締結時に元請負人から指値され、合意を得ることなく契約に至った		
3 工期の設定が極めて短期間であり不適正であったものの、合意を得ることなく契約に至った		
4 書面による契約の締結を拒否された	1	
5 下請契約の締結が工事着手後であった	1	
6 追加・変更工事の発生又は工期の延長が必要だったにもかかわらず、追加・変更契約の締結を拒否された		
7 120日を超える手形を交付された		
8 下請代金受取時に不当に支払の保留をされた		
9 下請代金受取時に、こちらが合意することなく赤伝処理された	1	
10 労働災害防止対策に要する経費について、適正に見積を行い元請に交付又は提示したにもかかわらず、その支払が認められなかった		
11 下請代金の消費税相当額の転嫁が認められなかった		
12 こちらの責任ではないにもかかわらず、元請負人からやり直し工事を強いられ、その費用を一方的に負担させられた		
13 工事代金を一部もしくは全く払ってもらえなかった	1	
14 その他		

◆元請下請関係の適正化の観点から、各々の対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結を要請する必要がある。

7 その他

その他、ご意見等がありましたらご記入ください。

- ・公共工事の発注が少ない中、少ない工事を取り合っても指針のような理想は達成できないと思う。
 - ・防災、減災、万一の災害復旧にも人員が取れずに、困った時だけ要請を出すのはどうかと思う。
 - ・企業努力も必要だが、安定した受注ができるシステムの構築が必要と感じる。
 - ・生コンクリート価格が1,500円/m³上昇しました。設計単価は変わりません。
 - ・宇部市の公共工事においては現在、次年度への繰越工事があまりないように見受けます。
近年、人手不足等で年度末に工事を大量に発注されても手持ち工事がある場合、更に受注は難しい状況です。
軽微な工事(工期が2~3か月)においても繰越工事があれば4~6月の閑散期に充当できる為、受注しやすくなります。
その結果、受注者側も閑散期がなくなることにより、社員の増員、育成等計画もたてやすく、発注者側も年度末の工事不落札等の状況も改善されるのではと思います。
 - ・下請業者として、公共工事の労務費の単価、及び元請業者に対して最低労務費の支払い義務(最低でも)を、公共工事の際、受注業者に言うべきと思います。
それで、工事完了後、調査する必要があると思います。
- ※下請業者は過去(10年)賃金は上がってません。